

令和 8 年三重県議会定例会
予算決算常任委員会

決算審査意見に対する考え方について

令和 8 年 1 0 月 1 日
病院事業庁

項目	頁
(1) 令和7年度決算と中期経営計画の推進について	1
(1)－ア 令和7年度決算と中期経営計画の推進について (こころの医療センター)	2
(1)－イ 令和7年度決算と中期経営計画の推進について (一志病院)	3
(1)－ウ 令和7年度決算と中期経営計画の推進について (志摩病院)	4
(2) 未収金の回収と発生防止について	5
(3) 不適切事案の再発防止について	6

項目 (1)	令和7年度決算と中期経営計画の推進について	意見書 2 頁
意見	令和7年度病院事業会計については、経営改善取組等により医業収益が増加した。 また、一般会計からの繰入金の増及び賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金の交付等により医業外収益が増加した。一方、委託費等の経費、給与費及び医療材料費の増等により医業費用が増加した。この結果、経常損益は前年度に比べ4億2,113万4,048円改善したが、1億222万448円の赤字となった。 なお、累積欠損金は、前年度より増加し、50億2,516万4,994円となった。 「三重県病院事業 中期経営計画（令和6年度から9年度）」に係る成果目標の達成状況において、看護師充足率は目標値を達成しているが、医師充足率は改善傾向にあるものの一部の病院で目標値には至っていない。また、患者数に係る目標については、その多くが未達成となっている。 経常収支比率については前年度と比べて改善が見られたが、補助金等の医業外収益の増加によるところが大きく、人件費や物価上昇が継続していることから、今後も医業収支に与える影響が懸念される。 厳しさを増す経営環境の中、県民の求める医療を着実に推進するとともに医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、医師及び看護師等医療従事者の確保と定着に取り組み、診療体制の充実を図りながら医業収益を確保するなど、中期経営計画に定めた目標を達成するための取組を推進し、健全な経営に努められたい。 また、次期中期経営計画の策定にあたっては、現状の経営環境や実績を十分に分析・検証するとともに、将来の医療需要を見据えた上で、より実効性の高い目標設定を行われたい。	

○ 健全な経営について

人件費の上昇や物価高騰等による費用の増加と、これらが適時適切に診療報酬に反映されてこなかった現状もあり、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、県立病院に求められる役割・機能を担いつつ、地域のニーズに応じた医療を提供していけるよう、医療従事者の確保等による診療体制の充実を図りながら、中期経営計画に掲げた取組を着実に推進していきます。

また、令和8年度からの診療報酬改定にも適切に対応し、健全な経営に努めていきます。

○ 次期中期経営計画の策定について

現行の中期経営計画が令和9年度に最終年度を迎えることから、これまでの成果と課題を検証し、新たな地域医療構想や県立病院に求められる役割・機能、地域の医療ニーズをふまえ、実効性の高い目標設定を検討していきます。

項目 (1) ーア	令和7年度決算と中期経営計画の推進について (こころの医療センター)	意見書 5 頁
意見	経営改善プロジェクトの取組等により、医業収益が 4,753 万 762 円増加した。また、一般会計からの繰入金の増や物価上昇に対する補助金等により医業外収益が 4 億 718 万 3,769 円増加した。一方、経費及び給与費の増等に伴い医業費用が 8,021 万 6,242 円増加した。この結果、経常損益は前年度に比べ 3 億 7,446 万 1,317 円改善したが、1 億 9,677 万 9,329 円の経常損失となり 3 年連続の赤字となった。 患者数について、外来患者数は初診枠拡大等の取組を受けて増加している一方、入院患者数は「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性や近年における薬の効能向上により減少が見込まれるほか、人件費や物価上昇が継続していることから、今後の収支の悪化が懸念される。そのため、今後も引き続き経営改善プロジェクトを中心に、医業収益の確保や医業費用の削減等、一層の経営改善に努められたい。 県民の求める医療を着実に提供できるよう医師確保のため大学等への派遣要請を継続するとともに、精神保健指定医の資格取得や研究・研修への支援、認定看護師の資格取得を進めるなどキャリア形成等の面からも魅力ある病院づくりを行うことにより医療従事者の確保と定着を図られたい。また、良質な医療サービスの提供や療養環境の充実により患者満足度の向上に努められたい。 また、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、アルコール等依存症治療、若年層への支援と早期介入・早期予防等の専門的医療を提供しながら、地域生活支援等の役割を担い、地域の医療機関と連携した取組を進めるとともに、災害発生時や新興感染症の拡大時においても精神科医療の中核病院として役割を果たされたい。	

○ 経営改善について

経営改善プロジェクトの取組を中心に、入退院支援体制の強化による効率的な病床運営や診療報酬改定への的確な対応、医療・福祉関係機関との連携強化による入院・外来患者数の回復や経費の削減など、引き続き、収益の確保と費用の縮減を図りながら、経営改善に取り組んでいきます。

○ 医療従事者の確保や定着、患者満足度の向上について

引き続き、大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募のほか、キャリア形成等の面から魅力のある病院づくりを通じて、医師の確保に取り組めます。医療従事者の定着については、看護補助者の活用等による負担軽減や、育児・介護のための休暇を取得しやすい勤務環境づくりを進めていきます。また、接遇委員会や経営改善プロジェクトの取組により、患者満足度の向上に取り組んでいきます。

○ 精神科医療の中核病院としての役割について

県内の精神科医療における中核病院として、引き続き、救急・急性期医療や専門外来と専門病棟による認知症治療、専門性の高いプログラムを用いた依存症治療にかかる積極的な取組に加え、患者の症状や生活環境に応じた適切な退院支援を行うとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を進めていきます。

また、BCP（事業継続計画）に基づく訓練の実施や感染症患者受け入れのための病床を確保することで、大規模災害や新興感染症の発生に備えます。

項目 (1) ーイ	令和7年度決算と中期経営計画の推進について (一志病院)	意見書 5 頁
意見	地域包括ケア病床の活用による入院単価の上昇及び医師数の増加や整形外科の診療枠拡大による患者数増等により医業収益は1,371万6,978円増加した。また、物価上昇に対する補助金等により医業外収益が2,730万9,716円増加した。一方、経費及び給与費の増等に伴い医業費用が350万3,338円増加した。この結果、経常損益は、前年度に比べ3,483万851円改善し、8,930万5,178円の経常利益となり13年連続の黒字となった。 県立病院としての役割を果たしていくことができるよう、プライマリ・ケアの実践により地域に最適な医療サービスを安定的に提供するとともに、総合診療を担う医療人材の育成拠点となるよう引き続き取り組まれない。 また、今後も積極的な地域包括ケア病床の活用や訪問診療等の在宅療養支援の充実に加えて、オンライン診療の実施、住民健診等の予防医療の取組等、人口減少・高齢化社会のニーズに沿った医療を幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい。	

○ 地域に最適な医療サービスの安定的な提供と人材の育成について

高齢化が進展し医療資源が十分でない津市白山・美杉地域において、引き続き、訪問診療や訪問看護等によるきめ細かな医療サービスを提供するとともに、救急患者の受入れにも適切に対応するなど、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアを実践していきます。

また、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、院内に設置されている「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援し、地域に貢献する医療人材の育成に取り組んでいきます。

○ 健全な経営について

地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・福祉等の多職種との連携により、引き続き、入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、在宅療養サービスの提供に取り組めます。また、地域のニーズをふまえたオンライン診療の実施や、整形外科診療を充実させるとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより、収益の確保を図り、健全な経営を進めていきます。

項目 (1) ーウ	令和7年度決算と中期経営計画の推進について (志摩病院)	意見書 6 頁
意見	指定管理者制度により運営され、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでいるが、医師の在籍数は減少傾向にある。また、回復傾向にあった入院患者数が前年度比約 6.1%の減少に転じ、外来患者数とともに前年度を下回った。 第2期指定管理期間（令和4年度から13年度）に係る「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）では、政策的医療交付金により、必要な診療機能の確保による良質で満足度の高い医療の安定的・継続的な提供を求めているほか、地域の中核病院としての診療機能を維持・確保するため、経営努力によってもやむを得ず不採算となった特定診療科について、県の地域医療確保交付金制度により支援することとしている。 引き続き基本協定書に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実に取り組むとともに、へき地医療拠点病院及び災害拠点病院等の政策的医療を提供することで県立病院の役割を果たされたい。また、経営努力によってもやむを得ず不採算となった特定診療科への支援等を行うことにより、診療機能を維持しながら経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい。	

○ 経営改善に向けた指定管理者に対する指導や支援について

内科系救急において 24 時間 365 日の受入体制を継続するとともに、常勤医師がいない診療科については非常勤医師の診療により医療提供体制を維持しているところです。地域医療支援病院や災害拠点病院、へき地医療拠点病院など志摩地域の中核病院として求められる役割・機能を担っていけるよう、引き続き、指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁と指定管理者が連携し三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど、診療機能の維持・充実に努めていきます。

また、基本協定に基づく管理運営協議会や毎月の定例会議等を通じて、運営状況を常に把握しながら課題等について協議・調整を行い、経営改善に取り組んでいくとともに、必要な経営支援を行っていきます。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 6 頁
意見	令和 7 年度末における病院事業庁全体の過年度未収金は、前年度に比べて 7 万 373 円増加し 4,897 万 378 円となっている。その内訳は、診療費自己負担金 4,678 万 4,540 円、業務委託に係る契約違約金等 218 万 5,838 円である。 診療費自己負担金については、引き続き電話督促、催告書の送付、臨戸訪問等を行うとともに、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより前年度に比べて 34 万 3,189 円増加し 333 万 3,416 円の過年度未収金を回収している。また、未収金の新規発生額は、高額療養制度等の各種福祉制度の申請支援やクレジットカードによる収納等に取り組んでおり、前年度に比べて 220 万 1,275 円減少し新たな未収金が 188 万 6,477 円となっている。 今後も、過年度未収金の早期回収に取り組むとともに、引き続き新たな未収金の発生防止に取り組まれない。 なお、契約違約金等については、法的手続きに従って適切に債権処理を行われたい。	

○ 未収金の早期回収と発生防止について

診療費自己負担金の未収金については、発生防止と回収の両面から対策を進めており、引き続き効果的で必要な取組を実施していきます。

また、債務者の破産により生じた契約違約金等の未収金については、法的手続きに則り、適切に処理していきます。

[発生防止及び回収にかかる主な取組]

(1) 発生防止

- ①入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払いに係る情報の共有を徹底しながら、主治医とも連携のうえ、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

(2) 回収

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。
※平成 19 年度から弁護士法人へ回収業務を委託しており、令和 8 年度からは第 7 期目として契約を行っています。（令和 8～10 年度の複数年契約）
- ③病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行います。

項目 (3)	不適切事案の再発防止について	意見書 7 頁
意見	コンプライアンスに関して、これまでも所属内でミーティングを行うなど啓発に向けた取組が行われているところであったが、令和 7 年度においては、職員が飲酒運転により懲戒免職となった事案が発生した。そのため、今後の再発を防止すべく、より実効性のある取組に努められたい。	

○ 不適切事案の再発防止について

事案発生後、病院事業庁全職員に対して、綱紀粛正の通知の発出や再発防止に向けた研修を行うことにより、改めて交通規範の遵守を促したところですが、令和 8 年度以降も、従来からのコンプライアンス研修に加え、飲酒運転の防止に特化した研修を実施するなど、引き続き、再発防止に取り組んでいきます。